

市長所信表明(平成29年3月)

おはようございます。

本日、平成29年3月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨み、当面する諸課題への取組状況と、今後の市政運営に対する所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位をはじめ、市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「消費者行政の推進」について、申し上げます。

現在、徳島県では消費者庁の誘致を進めており、本年7月には、新たな消費者政策を研究・分析するための「消費者行政新未来創造オフィス」が県庁内に設置されることとなっております。

このオフィス設置により、今後、徳島県における消費者行政の新たな展開が予想され、県内市町村においても消費者行政の積極的推進や協力が求められることとなります。

また、消費者を取り巻く環境は高齢化、高度情報化等により大きく変化しており、消費者問題も複雑化・多様化しております。

こうした中、本市では、現在、県の相談員派遣事業を活用し、週2回の相談事業を実施しておりますが、さらに消費者行政の推進を図っていくため、本年5月に消費生活センターを市役所内に設置する予定であります。

これにより、消費生活に関する相談体制が整備され、市民の皆様方の利便性が高まりますとともに、消費者教育の推進も期待できるなど、本市における消費者行政の充実・強化が図れ、また、消費者庁誘致の気運の醸成に寄与できるものと考えております。

次に、「シティプロモーションPR動画」について、申し上げます。

本市では、平成28年2月に策定した「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標の一つである「ひとの定住・環流・移住の新しい流れをつくる」の実現に向け、本市の知名度を

向上させるとともに、交流人口の増加及び本市への移住・定住を促進するためのシティプロモーションPR動画を制作いたしました。

このPR動画は「暮らしやすいまち」「子どもがよろこぶまち」「住みたくなるまち」の全3編からなる3分のショートムービーとなっており、子育て及び女性活躍目線で、本市の優れているところをわかりやすく、ユーモアを交えて市民の皆様にインタビュー形式で紹介をしていただいております。

制作した動画は、2月5日より動画配信サイト「YouTube（ユーチューブ）」で情報を発信しております。

今後は、この動画が、これまで吉野川市のことをよく知らなかった人との「出会いの場」となり、吉野川市に関心を持つ人を増やすため、移住相談会や各種イベント等において活用し、市のPR・魅力発信を行ってまいりたいと考えております。

次に、「徳島ヴォルティスホームタウン事業」について、申し上げます。

四国初のJリーグチームとして「徳島ヴォルティス」が誕生したのは平成16年9月10日、そして、平成の大合併で徳島県初の合併市として本市が誕生したのが、同じく平成16年10月1日でございます。

本市と徳島ヴォルティスは、ジャンルこそ異なりますが、同じ時代を徳島県の「先駆者」として共に歩んできたもの同士ということになります。

このたび、本市では、徳島ヴォルティス株式会社の株式を取得し、「新ホームタウン」としてJリーグへの登録を目指すことといたしました。

今期の徳島ヴォルティスは、『意気衝天（いきしょうてん）』をスローガンに、J1再昇格に向けスタートいたしました。

本市も、本格的な地方創生に向け、徳島ヴォルティスと同様に『意気衝天（いきしょうてん）』な「まちづくり」を目指し、新ホームタウンとして市を挙げて「応援」することにより生まれるであろう様々な可能性と相乗効果を期待するものでございます。

今後は、ホームタウン事業の実施により、市の知名度向上やイメージアップ、特産品等の販路拡大等、地域力の向上に努めてまいり

たいと考えております。

それでは、最近の市政の動きについて、申し上げます。

まず、「こども園整備の進捗状況及び今後の計画」についてであります。

次代を担う子どもたちの心豊かな成長と幼児教育の連続性を確保するため、幼保一体化を促進し、既存園の運営面の改善と合わせ、市内全域において、公立及び民間活力を生かした認定こども園の施設整備を計画的に進めております。

山川西部地区と美郷地区については、本年8月竣工にむけ建築工事を進めており、高越こども園として、平成30年4月の開園の予定です。

山川東部地区については、民間事業者とともに整備を進めており、私立認定こども園として平成30年4月の開園の予定です。

川島地区においては、旧庁舎を活用し、川島こども園として、平成26年4月に開園しております。

鴨島西部地区については、平成30年4月に私立保育園を認定こども園として認定替えするための増築工事が完了し、平成29年4月から、現行の定員を増員いたします。

鴨島東部地区については、公立認定こども園として、平成31年4月開園に向け整備を進めており、今後、地域の実情や保護者ニーズに沿った施設となるよう努めてまいります。

鴨島中央部地区については、私立認定こども園として、平成32年4月の開園を目指して、今後、関係機関等と協議を進めてまいります。

この、鴨島中央部地区の認定こども園開園をもって、市内全域において、認定こども園が配置されることとなり、保護者の教育・保育のニーズに柔軟に対応し、待機児童を生むことなく円滑な施設利用が可能となる環境を実現できるものと考えております。

次に、「中心市街地活性化の推進」についてであります。

かねてより国との協議を重ねてまいりました「都市再生整備事業」としての計画が、去る2月1日付けで事業採択されたことから、今後は、本計画に基づき、平成29年度から5カ年で事業を進めることとなります。

その中で事業の中心となるのが、麻植協同病院跡地でのアリーナを中心とした複合施設で、平成29年度から平成31年度の3カ年で整備いたします。

具体的な内容といたしましては、敷地の東側に、アリーナを新設し、バレーコートとして3面、バスケットコートは2面がとれるメインアリーナと、サブアリーナを設けます。

このアリーナに併設する形で、既存建物の北館を再利用し、「社会福祉フロア」、「図書館フロア」、「地域交流フロア」、「子育て支援フロア」として様々な施設を集約して、まちなかの交流拠点として整備します。

そして、アリーナ及び北館を連絡通路で結ぶことで、両施設の一体的な利用が可能となるよう整備し、より包括的な運用を考えております。

平成29年度は、アリーナ新築と北館改修の基本設計及び実施設計業務などを実施する予定であります。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育て環境の充実」についてであります。

安心して子どもを産み、子育てをする環境を整備することは重要な課題であり、妊娠期から子育て期における一貫した支援が重要であると認識しております。

まず、病児・病後児保育事業について、現在、鴨島町の「ひだまり」と山川町の「さくらんぼ」の2施設において実施しており、年間で併せて約500名を超える多くの児童や乳幼児にご利用いただいております。

平成29年度からは、更に本事業の充実を図るため、施設利用の少ない日等に、地域の保育所等への巡回支援や情報提供等を行うこととし、より一層の児童福祉の増進に努めてまいります。

また、妊婦健診事業の拡大といたしまして、多児妊娠の場合につ

いて、従来の検査回数に超音波検査を2回追加いたします。

このことにより、妊娠時における早産等の不安を解消し、母子ともに健全な状態を保つための効果が期待できるものと考えております。

引き続き、子育て環境の充実を市政の最重要課題に位置づけ、積極的に取り組んでまいります。

2点目は、「教育に強いまちづくり」についてであります。

まず、「ICTによる教育環境の充実」についてであります。

ICT機器を積極的に活用した授業の展開は、子どもたちの情報活用能力を育成するとともに、「わかりやすく、深まる」授業の実現に有益であると考えられますことから、これまでの取り組みに加え、平成29年度より、学校現場にICT支援員を1名配置し、ICT機器を活用する教職員の授業力の向上を図るとともに、「魅力的な授業」の実現に向けた多様な支援を行うことにより、更なる学力の向上を図ってまいります。

このほか、小学校1・2年生の算数にデジタル教科書を導入し、小学校全学年の算数の時間において、子どもたちの学習意欲を高め、思考力や表現力を育成する授業の充実を図ってまいります。

次に、「小学校トイレの洋式化」についてであります。

公立小中学校トイレの洋式化率は、全国的にも低く、本市におきましても、特に小学校トイレの改修が進んでいないのが現状であります。

家庭では洋式トイレの使用が主流となり、児童生徒からは、和式トイレは使いづらい等の声が聞かれ、また、教職員の多くが最も改善が必要な学校施設はトイレと考えております。

さらに、有識者からは我慢することによる健康面の懸念や、床が汚れやすいなど衛生上の問題を指摘する声も出ております。

そこで、現在進めている学校再編を考慮し、また、将来の児童数の減少や使用実態を検証しながら、洋式トイレ設置率が低く、また、避難所として避難収容拠点施設に指定されている学校施設を優先して、来年度から、3箇年計画で学校施設環境改善交付金などを活用

しながら、小学校トイレの洋式化を図ってまいりたいと考えております。

次に、「石田増男基金の造成及び活用」についてであります。

昨年12月9日、鴨島町出身の石田増男氏より、本市教育の振興に資することを目的として1千万円の寄附をいただいたことに伴い、「吉野川市石田増男教育振興基金」を創設いたしました。

石田氏は、渡米後、様々な援助を受けて大学で学び、働きながら、現在の会社経営者としての地位を得られたことから、未来を担う本市の子どもたちの育成を支援したいとの思いになられたと伺っております。

平成29年度より、国際感覚豊かな人材の育成のため、この基金を活用し、実践的で生きた英語教育等の充実を図ってまいりたいと考えております。

3点目は、「若い世代に魅力のあるまちづくり」についてであります。

まず、「届出記念写真撮影サービス事業」についてであります。

届出記念写真撮影事業は、婚姻届等を届出した際に記念となるようなサービスが本市になかったため、若手職員の発案により、本年1月から試行的に手作りで実施しているところであります。

本事業は、希望者に婚姻届・出生届などの際、記念撮影を行い、写真データにメッセージカードデータを添えて、当人のパソコン等へ無料で送信し、記念としていただくサービスであります。

撮影ボードは、手書き文字で親しみ易さを演出し、メッセージカードは、吉野川市のシンボルキャラクターをあしらい、ご本人の記念日を「ヨッピー・ピッピー」及び職員と共に祝い、良き思い出として印象に残していただくものでございます。

効果といたしましては、結婚式・年賀状などで自由に活用していただくことにより、本市のイメージアップにつながるものと期待しており、来年度以降も、創意工夫しながら継続してまいりたいと考えております。

次に、「中央美化センター跡地運動場整備事業」についてであります。

鴨島運動場の代替施設として市民のスポーツの機会を確保、また、県中西部の新たなスポーツ拠点となるよう、中央美化センター跡地に多目的グラウンドを整備します。

事業概要といたしましては、グラウンド及び駐車場を整備するもので、グラウンドについては、管理費用のコスト面、また雨などの天候に左右されず使用が可能などの利点がある人工芝仕様を考えております。

平成29年度は、実施設計を行うとともに、所有者である中央広域環境施設整備組合との協議を進め用地を取得し、平成30年度には整備工事に着手する予定であります。

4点目は、「地域の個性を生かしたまちづくり」についてであります。

まず、「観光の振興」についてであります。

人口の減少・少子高齢化に直面する本市の最重要課題である「地方創生」において、「観光振興」は交流人口を拡大させ、経済効果をもたらし、地域を活性化させる原動力として期待されています。

こうした取り組みを推進するためには、これまで以上の広域連携と、「観光地経営」の視点に立った観光地づくりの「舵取り役」が必要であると考えております。

本市では、このような状況に鑑み、これまでの本市と阿波市の2市による広域観光推進体制から、さらなる飛躍を遂げるため、徳島市をはじめとする徳島東部地域15市町村で設立を目指す「徳島東部DMO（仮称）」に参画することにいたしました。

「徳島東部DMO（仮称）」は、平成30年度の設立を目指しており、平成29年度は、設立準備事業として、DMO圏域の観光推進計画の策定等を行う予定としております。

今後は、この「徳島東部DMO（仮称）」により、国内外の観光客誘客に向けたブランディング・マーケティング・プロモーション、旅行者目線の着地型旅行商品の造成・販売等を行うことで、真に地

域に経済効果をもたらす滞在型観光を推進してまいりたいと考えています。

次に、「市民コンサート開催事業」についてであります。

本市では、豊かな人間性をはぐくむ地域づくりを目指して、官民一体となって音楽をはじめ文化・芸術が息づくまちづくりの取組を進めています。

このたび、2020年スポーツ・文化の祭典でもある東京オリンピックを見据え、国内外のトッププロが集う「とくしま記念オーケストラ」を招聘（しょうへい）し、本市中学生が参加する市民コンサートを実施することにより、地域における文化的取組のさらなる機運の醸成を図るとともに、子どもから大人まで幅広い年齢層の市民の皆様へ一流の文化・芸術に触れる機会を提供してまいりたいと考えております。

また、アウトリーチ事業として、出演する本市中学生にトッププロが事前に演奏指導する機会を設け、次代の地域の音楽文化を担う中学生の演奏技術の向上を図るとともに豊かな感性を養う機会を創出します。

5点目は、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

まず、「消防団車両の更新」についてであります。

現在、本市消防団は、36分団で消防車両39台を配備しています。

平成27年度に2台、28年度に2台の老朽車両の更新を行っております。

平成29年度においては3台の車両更新を行い、消防団の活動強化、機動性の向上を図るとともに、引き続き消防車両の効率化を図りながら、地域防災力の充実強化を進めてまいります。

次に、「消防防災活動拠点事業」についてであります。

昨年の熊本地震では、災害支援物資が被災地に届いていたものの、被災者には届かないという事例が発生いたしました。

これは、自治体における物流拠点の整備が十分なされていなかったため起こったとも言われています。

この教訓を受け、被災時に容易に支援物資の受け入れや保管ができ、市民の皆様いち早く、物資が届く体制の構築や物流拠点の整備を行う必要があります。

そこで、大型トラックやフォークリフトでの物資受け入れが可能となる施設を山川町春日地区に整備いたします。

この施設は、平常時には消防操法訓練が可能な市消防団の団員育成施設、また、市内の自主防災組織の担い手養成施設として利用できる「消防防災活動センター（仮称）」として整備してまいります。

さらに、土のう作成・配布のステーションや山川地区の災害時廃棄物の一次仮置き場としても活用してまいりたいと考えております。

次に、「生活支援体制整備事業」についてであります。

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加するなか、既存の社会資源を活用して地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築が求められています。

そうした中、この取り組みの一環として、平成29年度から介護保険の地域支援事業として位置付けられている「生活支援体制整備事業」を実施してまいります。

この事業は、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援の担い手である様々な団体、企業、NPO、ボランティアなどと連携して、地域の主体的な活動を促進するものであります。

今後は、関係団体と連携をしながら、地域資源の発掘・組織化を図るとともに、高齢者の社会参加により社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつなげる取り組みを進めてまいります。

次に、「災害廃棄物処理計画策定」についてであります。

大地震や大規模な水害などが発生した場合、被災建物等からのがれき類や、避難所からのごみ・し尿問題など、一時的に大量のごみの発生が予想されることから、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

そうした中、従来は、吉野川市「一般廃棄物処理基本計画」及び「地域防災計画」のなかで対策を講じていましたが、東日本大震災等大規模災害の発生を教訓に、国・県・市町村が連携して取り組むことが重要であるとの観点から、国の「災害廃棄物対策指針」と、その指針に基づき「徳島県災害廃棄物処理計画」が策定されました。

本市においてもこれらに基づき、災害発生時に速やか且つ柔軟に復旧・復興を図るための災害廃棄物処理に対する、より具体化した計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、「空き家対策の推進」についてであります。

空き家対策については、空き家の倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止するとともに、良好な生活環境の保全を図るため「吉野川市空家等対策の推進に関する条例」を制定し、取り組みを進めております。

現在は、昨年度に行いました概要調査に基づき、市内にある約1,200戸の空き家について、空き家判定士による詳細調査を実施するとともに、その判定結果のシステムへの入力を順次行っております。

平成29年度は、今年度の調査内容を基に、空き家対策計画の策定を行い、その計画に基づき、空き家の除却や利活用などの検討を進めてまいりたいと考えております。

6点目は、「効率的に行政運営をするまちづくり」についてであります。

まず、「ごみ袋の料金改定」についてであります。

本市では、「ごみの減量化・資源化」の推進に取り組んでおります。

現在は、指定袋を購入していただくことにより、ごみ処理費の一部を負担していただいております。

しかしながら、近年、ごみの排出量が増加傾向で、これに伴い、処理費も増加しております。

このことから、ごみ行政の推進にあたり、ごみ袋の単価について、調査研究を進め、検討してまいりました。

その結果、社会情勢の状況や近隣市町とのバランス等を考慮しながら、平成30年1月より、もやせるごみ袋（大）を20円から25円に、もやせるごみ袋（中）を17円から20円に見直す予定としておりますので、市民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、「一般廃棄物処理基本計画策定」についてであります。

市民生活に最も身近な環境問題である廃棄物処理に対する市民意識が高まる中で、ごみの減量化・資源化・有効利用の促進、ごみや生活排水の適正処理などによる環境負荷の低減と廃棄物処理コストの削減が強く求められています。

本市では、資源を循環的に利用することにより廃棄物の発生を抑制し、もって天然資源の消費を抑制し環境負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を計画的に推進するため、平成29年度を目標年度とする「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

こうした中、現計画の目標年度である平成29年度を迎えることから、社会情勢の変化に対する対応について検討し、本市の概ね10年～15年先を見据えた一般廃棄物処理の指針とするべく、既存の処理計画等にとらわれず効率的な処理計画となるよう見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、「第7期介護保険事業計画策定」についてであります。

介護保険は、3年毎に事業計画を見直すこととされていますが、来年度は平成30年度を初年度とする第7期事業計画を策定することになります。

第6期計画では、介護保険法の改正による新たな地域支援事業の実施など中長期的なサービス給付や保険料水準の推計、地域包括ケアシステムの構築など2025年問題を見据えた計画となっておりましたが、第7期計画におきましても、適切な介護サービスの提供や医療と介護の連携など、現在進められている取り組みを更に深化させることが求められています。

計画の策定に当たっては、実績を踏まえた事業量の推計や日常生活圏域ニーズ調査、高齢者の在宅生活の継続及び家族等介護者の就労継

続に向けた介護サービスの在り方を検討するための在宅介護実態調査の結果などを反映させ、介護保険を適正で安定した継続性のある制度として実施できるように「事業計画策定委員会」で十分な協議を行いながら策定をしております。

次に、「地域福祉計画、障がい福祉計画策定」についてであります。

「地域福祉計画」は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる社会を目指し、福祉サービスの総合的な提供や地域福祉への住民参加の促進を図るものであります。

策定については、市政運営の理念と既存の福祉関連計画との整合性を図りつつ、アンケート調査をはじめ、関係機関、福祉関係事業者などの御意見を反映させ、市の福祉施策推進に努めてまいります。

計画期間は、平成30年度から5年以上として、終期を定めず、社会情勢の変化等により、計画の大幅な見直しが必要となった時点で、更新したいと考えております。

「障がい福祉計画」は、利用者のニーズを把握するとともに、事業所へのヒアリングにより、サービス等の提供量を確保するため、具体的な方策等を取りまとめたものであります。

策定については、関係法令等施行や改正の趣旨を踏まえ、関係団体や事業者等の御意見も適切に反映し、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生社会の実現に向けたものとし、障がい者の自立と社会参加支援等のため、施策の推進を図ってまいります。

計画期間は、平成30年度から3年間としております。

両計画とも、現計画の成果検証を踏まえ、策定委員会において、幅広い御意見の反映に努め、よりよい計画にしたいと考えております。

次に、「美郷老人福祉センターデイサービス事業等の終了」についてであります。

美郷老人福祉センターは、吉野川市社会福祉協議会への指定管理により運営を継続してまいりました。

しかし、施設の老朽化が進み、今後運営を継続する場合は、大規模な改修が必要となってまいります。

また、介護保険制度改正に伴う収益圧迫に加え、収益改善が見込める利用者数の確保は困難と考えられます。

このたび、民間事業所において、現在の利用者への受け入れについて了承をいただいております、平成29年3月末で、デイサービス事業等に特化された業務を終了し、条例を廃止をすることといたしました。

なお、施設は普通財産として、当面、「吉野川市社会福祉協議会」の美郷支所として、引き続き活用することとし、福祉関係事業に活用していただける民間事業者等に、譲渡してまいりたいと考えております。

次に、「公営企業会計移行に係る進捗状況」についてであります。

上・下水道事業につきましては、平成30年度からの「地方公営企業法」の全部適用を目指して移行作業を進めております。

下水道事業については、公営企業会計移行により、地方公営企業法の財務規定等に沿った経理を実施することになるため、上水道事業と同じ企業会計システムを平成28年度末までに導入するとともに、平成29年6月末の完了を目指し、公営企業会計に不可欠となる固定資産台帳の整備にも取り組んでおります。

また、すでに公営企業として運営しています上水道事業については、平成29年度から「簡易水道事業」を統合し、安全で良質な水を安定供給できるよう給水事業全体の効率性と持続可能性を高め、より一層の経営の健全化に努めてまいります。

地方を取り巻く環境は厳しく、さまざまな課題が山積する中で、吉野川市が喫緊に対応すべき最も重要な問題は、人口減少であると考えております。

地方創生の名もとの地方同士、自治体間の生き残り競争は一層激しさを増しておりますが、市民の皆様からご理解とご協力をいただきながら、この課題に全力を挙げて取り組んでまいりますので、

議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、「専決処分」の報告案件が2件、条例の制定2件、廃止1件、一部改正15件の条例に関する案件が18件、一般会計（第4号）及び特別会計等の「平成28年度補正予算」に関する案件が6件、「平成29年度当初予算」に関する案件が8件、辺地総合整備計画の変更及び策定に関する案件が2件、市道路線の認定（2路線）に関する案件が1件、相互救済事業の委託についての案件が1件、川島老人福祉センターの指定管理者の指定についての案件が1件、人権擁護委員の推薦に関する案件が1件の計40件でございます。

まず、報第1号は

平成28年11月4日、市内・鴨島町において、相手方車両が信号待ちで停車中の市有車両の左後部に接触し、市有車両を損傷させたもので、相手方は修理費として125,744円を本市へ支払うものです。

次に、報第2号は

高額家賃滞納者に対し、市営住宅の明渡し、並びに当該滞納者・及び連帯保証人に対し、滞納家賃の請求を求め、訴えを提起することについて、議会で報告するものです。

次に、

議第1号から議第18号までは、「条例関係議案」です。

議第1号「消費生活センター条例」は、

本市において、新たに消費生活センターを設置することに伴い、必要な事項を定めるものです。

議第2号「石田増男教育振興基金条例」は、

石田増男氏からいただいた寄附金を原資として、市立学校における教育の振興及び教育環境の充実を図るための基金を設置するため、必要な事項を定めるものです。

議第3号「公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正」は、

地方公務員法の一部改正に伴う所要の整理を行うものです。

議第4号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、

育児を行う職員の深夜勤務等の制限に係る子の範囲を拡大するなど、所要の改正を行うものです。

議第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲を拡大するなど、所要の改正を行うものです。

議第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」は、嘱託員その他の非常勤特別職に対し、通勤手当に相当する費用として、費用弁償を支給するため、所要の改正を行うものです。

議第7号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」は、簡易水道事業に地方公営企業法を適用すること等に伴い、所要の改正を行うものです。

議第8号「税条例等の一部改正」は、消費税率引き上げ延期に伴う地方税法の改正に対応するため、軽自動車税の環境性能割の導入時期を延期する等、所要の改正を行うものです。

議第9号「教職員住宅条例の一部改正」は、従前から外国語指導助手の居住の用に供している住宅について、教職員住宅として区分すること等に伴い、所要の改正を行うものです。

議第10号「図書館条例の一部改正」は、図書館の管理等について、実状に即した内容に改めるものです。

議第11号「美郷老人福祉センター条例の廃止」は、美郷老人福祉センターを廃止することに伴い、同条例を廃止するものです。

議第12号「老人憩の家条例の一部改正」は、山川老人憩の家を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

議第13号「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正」は、

消防団員の処遇改善のため、
団員が出動した場合における費用弁償の額を見直すものです。

議第14号「農業委員会委員の定数等に関する条例の一部改正」
は、
農業委員会等に関する法律の一部が改正され、
新たに農地利用最適化推進委員の職が設けられたこと等に伴い、
所要の改正を行うものです。

議第15号「交流センター条例の一部改正」は、
交流センターの所管が教育委員会へ移管されたことに伴い、
所要の整理を行うものです。

議第16号「地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」は、
介護保険法施行規則の一部改正に伴い、
包括支援センターの職員及び運営に関する基準について、
省令に定められた基準に合わせた改正を行うものです。

議第17号「工場立地法地域準則条例の一部改正」は、
工場立地法の一部改正に伴う所要の整理を行うものです。

議第18号「職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正」は、
地方公務員法の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。

次に、議第19号から議第24号までは、
「平成28年度補正予算案」です。

議第19号「一般会計・補正予算（第4号）」は、
各事業における実績に伴う不用額・不足額を調整する一方、
避難所の機能強化を図るための災害対策費及び
寄附に伴う基金積立金などの追加により、
1億5,884万1千円を増額し、
補正後の予算総額を、208億4,555万1千円とするものです。

議第20号から議第24号は、
「国民健康保険・特別会計」、「後期高齢者医療・特別会計」、
「介護保険・特別会計」、「公共下水道事業・特別会計」、
「特定環境保全・公共下水道事業・特別会計」の5つの特別会計に
ついて、事業費の確定等により、所要の補正を行うものです。

次に、議第25号から議第32号までは、
「平成29年度当初予算案」です。

議第25号「一般会計予算」につきましては、
予算額、222億1,100万円で、
前年度比23億1,251万円、11.6%の増となっています。
これは、
都市再生整備事業、高越（こうつ）小学校・こども園整備事業、
鴨島東部地区認定こども園整備事業、徳島ヴォルティスホームタウン事業など、
各施設・設備の整備などの増額予算がある一方、
山瀬地区認定こども園整備事業、文化振興施設整備事業などの減額
予算によるものです。

議第26号から議第31号は、
「国民健康保険・特別会計予算」、「後期高齢者医療・特別会計予算」、
「介護保険・特別会計予算」、「公共下水道事業・特別会計予算」、
「特定環境保全・公共下水道事業・特別会計予算」、「農業集落排水
事業・特別会計予算」の6つの特別会計について、それぞれの事業
費の当初予算について、所要の計上を行っております。

議第32号「水道事業会計予算」は、
水道ビジョン（改訂版）作成委託などの経費として、
収益的支出で、6億3,530万5千円、
資本的支出で、7億4,743万7千円を計上しています。

議第33号「川田山（かわたやま）・辺地総合整備計画の変更」
は、
作業の低コスト化及び効率化を図り、
森林所有者へ利益を還元することを目的として、
新たに高性能林業機械を導入するため、計画の変更を行うものです。

議第34号「川田山（かわたやま）・辺地総合整備計画」は、
現行の「川田山（かわたやま）・辺地総合整備計画」が
本年度で終了することに伴い、
平成29年度から平成33年度までの5箇年を計画期間とした
新たな計画を策定するものです。

議第35号は、
「喜来宮北（きらいみやきた）18号線」及び

「出口（でぐち）9号線」の市道・路線の認定を行うものです。

議第36号「相互救済事業の委託」は、
市有財産に係る建物災害共済事業について、
現在委託しております一般財団法人・全国自治協会の委託金が、
制度変更により、約3.5倍に増額されることとなるため、
委託先を公益社団法人・全国市有物件災害共済会に変更するもので
す。

議第37号「川島老人福祉センターの指定管理者の指定」は、
「公益社団法人・吉野川市シルバー人材センター」を
指定管理者とし、指定期間は、平成29年4月1日から3年間とする
ものです。

最後に、**諮第1号**につきましては、
平成29年6月30日をもって、
人権擁護委員・北川 博（きたがわひろし）氏の
任期が満了することに伴い、
新たに大塚 文夫（おおつかふみお）氏を推薦したいため、
人権擁護委員法・第6条第3項の規定により、
議会の意見を求めるものであります。

以上、概略の説明を申し上げましたが、十分御審議の上、原案ど
おり御賛同くださいますようお願い申し上げます。